

地域の活性化等を担う職員の人材育成について

日本国総務省
自治大学校教授
長岡 丈道

社会状況等の変化と地方公共団体の対応

社会状況等の変化

～人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて～

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少

- ・人口減少が深刻化する一方で、高齢者人口は2040年頃にピークに
- ・生産年齢人口の減少が加速し、社会経済活動の制約要因となるおそれ

ライフコースや価値観の変化・多様化

- ・組織や場所にとらわれない生き方、女性活躍の更なる進展
- ・ライフコースや価値観の変化に伴い、住民ニーズも多様化

大規模災害や感染症などのリスク増大

- ・南海トラフ地震、首都直下地震等が高い確率で発生する見込み
- ・新型コロナウイルス感染症への対応から生まれた「新たな日常」

デジタル社会の到来などの技術革新と実装

- ・AIやIoTなどの革新的なデジタル技術の進展
- ・社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進める必要

地方を取り巻く行政課題の複雑・多様化



自治大学校の概要

- ◆ 自治大学校は、地方公務員に高度の研修を行う中央研修機関として1953年10月開校
⇒ **今年で創立70年。**
- ◆ 創立以来一貫して、日本を代表する講師陣を中心に、自治体では実施できない高度な研修を実施
- ◆ 2022年度末で、**卒業生は約6万6千人**
※ 卒業生は全国の自治体幹部として活躍。首長も多数輩出

- ◆ 戦後地方自治関係法制

- ※ 1947年4月 地方自治法
- ※ 1950年12月 地方公務員法

- ◆ 1951年7月自治大学校設置法

地方公共団体が独自に行うことが困難な高度な研修の実施機関として設置

- ※ 1951年10月 開校(港区麻布の土地建物を借りて)
- ※ 1952年5月 港区麻布富士見町(富士見町校舎)に移転
- ※ 1958年4月 麗澤寮完成 麗澤:連なる沢が潤し合うように、友人同士助け合い学と徳を積む

戦後民主主義を支える
近代化した地方自治行政を
担う職員を育てる

- ◆ 1961年5月創立、麻布校舎落成

- ※ 1971年4月 洗心寮完成 洗心:心の塵を洗い浄め、世間から離れた境地に身を置く

- ◆ 2000年4月 地方分権一括法施行

- ◆ 2003年3月に都心の広尾(南麻布)から立川市へ移転

- ※ 東京一極集中是正を図ることを目的とした
「一省庁一機関の地方移転」に基づき移転。

地方分権を担い、住民ととも
に新しい時代を切開く
自立した職員を育てる



自治大学校の研修

自治大学校は、

- ①自治大学校において地方公務員の幹部候補生に対する高度の研修を提供するとともに、
- ②地方公共団体が設置する研修機関・部署に対して、研修に関する技術的助言を行っている。

【自治大学校設置法（1953年7月31日法律第99号）第2条～第4条】

○ 地方公務員の高度の研修

- 地方公務員法に規定する研修の内容及び方法について調査研究と刊行
- 地方自治制度と運営に関する理論及びその応用について基本的な調査研究
- 地方自治制度と運営に関する資料の収集，編さん，保存
- 地方行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対する研修

○ 地方公共団体の研修機関に対する技術的援助

- 地方公共団体から委託された調査研究

【地方公務員法（1950年12月13日法律第261号）第39条（研修）一制定時条文一】

第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。



自治大学校の研修

- 〔第1部課程〕 都道府県、指定都市、中核市等の管理職への昇任を目指す幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員を対象
 研修期間： 年2回、宿泊研修約4.5か月
 定 員： 各期 80名
- 〔第2部課程〕 市町村の管理職への昇任を目指す幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員を対象
 研修期間： 年4回、宿泊研修約3か月（うち法制集中研修約1か月は2期合同で実施）
 定 員： 各期 80名
- 〔第1部・第2部特別課程〕 管理職への昇任を目指す女性幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員を対象
 研修期間： 年2回、eラーニング又は法制集中研修約1か月＋宿泊研修約1か月
 定 員： 各期 120名
- 〔第3部課程〕 部局長への昇任を控えた、自治体から推薦を受けた課長職以上の職員を対象
 研修期間： 年1回、宿泊研修約3週間
 定 員： 各期 120名

○2023年度研修計画

課程\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1部課程		第140期						第141期				
第2部課程		第200期		法制集中研修	第201期			第202期		法制集中研修	第203期	
第1部・第2部特別課程					通信研修 第45期					通信研修 第46期		
第3部課程				第113期								



自治大学校の一般研修課程

自治大学校の研修では、第一線で活躍する講師による講義を通じた**実践的な知識を習得**するとともに、様々な演習を通じ、自ら考え、判断できる**高い専門性を持った人材を育成**

自治大学校における講義・演習（第1部課程の例）

講義	総合教養課目	首長講演、特別講演、校長講話、自治体行政学、財政学 等
	法制課目	憲法、民法、行政法、地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度
	公共政策課目	EBPM、データサイエンス、社会調査の方法、政策法務 等
	行政経営課目	リーダーシップとマネジメント、メンタルヘルス対策、自治体の財政運営、人事評価と人材育成、住民協働 等
	最新の政策課題	災害危機管理、自治体のDX、公共交通維持・確保策、グリーン社会の実現、感染症対策、地域経済活性化、人口減少時代の都市計画 等
演習	政策立案演習 事例演習（テキスト型、持寄型） データ分析演習 条例立案演習 ディベート型演習 模擬講義演習	



自治大学校の専門研修課程・特別研修等

専門研修課程	定員	研修期間	対象・特記事項
税務専門課程 税務・徴収 コース	120	約 1 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴税組織の能力向上を目指した研修 ・ 修了者は「地方税徴収事務指導者」として認定
税務専門課程 会計コース	50	簿記会計学通信研修 約 2 か月 税務・会計宿泊研修 約 3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士法に基づく指定研修 (会計科目試験免除(経験年数により税理士資格付与))
監査・内部統 制専門課程	50	約 1 か月 (事前に e-ラーニング 等の履修)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法に基づく指定研修 (外部監査契約の相手方となれる監査実務に精通している者となるための実務経験年数を短縮) ・ 課程を修了し、必要な知識、技能を有する者は「自治体監査実務指導者」と認定。

○特別研修等

大学院と連携して実践的で高度な政策形成能力の形成を図る（修士課程連携特別研修）ほか、短期間で個別の行政分野の知識の習得を図る研修を実施

（令和 5 年度開催予定）

デジタル人材確保・育成特別セミナー、地域脱炭素研修、全国地域づくり人財塾特別研修、DX推進リーダー育成特別研修、自治体CIO育成研修、医療政策短期特別研修、防災・危機管理特別研修、災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修